

令和6年4月24日

住宅局参事官（建築企画担当）付

「建築物の省エネ改修工事」の提案募集を開始します！

～令和6年度既存建築物省エネ化推進事業の提案募集～

既存建築物の省エネ化の推進及び関連投資の活性化を図るため、民間事業者等が行う既存建築物の省エネルギー性能の向上に資する改修等を支援しております。

今年度の支援対象事業の選定に向け、本日より企画提案の募集を開始します。

1) 主な事業要件

- ① 外皮（窓、外壁等）の省エネ改修工事を行うもの。ただし、高機能換気設備を設置する場合は、換気経路の確保等の外皮改修で足りるものとし、断熱性能を高める躯体改修は必須としない。
- ② 建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して、20%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を行うもの（ただし、外皮の改修面積割合が20%を超える場合は、15%以上の省エネ効果とする）。なお、高機能換気設備の設置により、当該設備を設置する階のエネルギー消費量が改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれる場合には、当該階のみの改修工事を実施することも可能。
- ③ 改修後に一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすもの。 など

2) 応募期間

令和6年4月24日（水）～5月29日（水）

3) 応募方法・採択

- ・応募方法や募集要領等の詳細は、問合せ先のホームページをご確認ください。
 - ・採択事業については、応募提案を審査の上、令和6年8月頃を目処に公表する予定です。
- ※第2回提案募集の実施については未定です。

別紙：提案概要

<応募方法、事業の要件等に関する問合せ先>

既存建築物省エネ化推進事業評価事務局

H P : <https://hyoka-jimu.jp/kaishu/>メール : kaishu@hyoka-jimu.jp**<制度に関する問合せ先>**

国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付

電話 : 03-5253-8111

【概要と目的】

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物ストックの省エネ改修の促進を図るため、躯体の改修及び空調の効率化に資する換気設備の導入を行う民間等による省エネ改修工事に対して支援を行う。

【イメージ】



【補助額等】

<補助対象> (省エネ改修工事・併せて実施するバリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示)に要する費用

<補助率> 補助対象工事の1/3

<限度額> 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)

※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として
2,500万円を上記補助限度額に加算可能

<事業期間> 原則として当該年度に事業が完了

【事業の要件】

以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の省エネ改修工事

- ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修(高機能換気設備※を設置する場合は、躯体又は外皮の改修)を伴うものであること
※給気と排気の間で熱交換を行うことで、空調効率の低下を防止する換気設備
- ② 改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
〔ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上〕
〔高機能換気設備を設置する場合は、改修に係る部分でのエネルギー消費量の算定が可能〕
- ③ 改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④ 改修後に耐震性を有すること
- ⑤ 省エネ性能を表示すること
- ⑥ 事例集への情報提供に協力すること 等